

## 議第63号

三島市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案  
(三島市税賦課徴収条例の一部改正)

**第1条** 三島市税賦課徴収条例(昭和26年三島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第33条の6第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第33条の6第1項第5号中「第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる同条の支出金」を「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「同条の」を「同条第1項に規定する」に、「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第35条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第35条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」を「10万円」に改め、同条第2項中「、市長」を「市長」に改める。

第46条の11第1項及び第50条の3条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第50条の4第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第58条第1項及び第71条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第82条の2の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

**第82条の2の2** たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第81条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第109条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第115条の2を第115条の3とし、第115条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

**第115条の2** 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第3条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

**第3条の4** 第33条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第33条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第11条の3第1項、附則第11条の4第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項又は附則第15条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第33条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第4条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則

第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第32条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第5条の3第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第11条の3第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第11条の4第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第11条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第11条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第12条第3項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得

金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第13条第5項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第14条第2項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第15条の2第2項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第15条の4第2項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第3条の3の2第1項及び附則第3条の4」を「及び附

則第3条の3の2第1項」に、「第33条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第33条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第3条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則に次の2条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

**第16条** 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第33条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第33条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第35条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例）

**第17条** 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3及び附則第3条の3の2の規定の適用については、附則第3条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第3条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

（三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第2条** 三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成20年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第6項、第13項及び第18項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

**第 3 条** 三島市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成25年 1 月 1 日」を「平成27年 1 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

## **附 則**

（施行期日）

**第 1 条** この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例附則に 2 条を加える改正規定（附則第17条に係る部分に限る。） 平成24年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例第25条第 1 項の改正規定、「3 万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第46条の11第 1 項、第50条の 3 第 1 項、第58条第 1 項及び第71条第 1 項の改正規定、同条例第82条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、同条例第109条第 1 項の改正規定並びに同条例第115条の 2 を第115条の 3 とし、第115条の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 条の規定 公布の日から起算して 2 月を経過した日
- (3) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例第33条の 6 第 1 項第 5 号の改正規定（「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める部分に限る。） 平成24年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中三島市税賦課徴収条例附則第 4 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成25年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

**第 2 条** 第 1 条の規定による改正後の三島市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第33条の 6 の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年 1 月 1 日以後に支出する同条第 1 項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 2 新条例附則第 4 条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第 1 条の規定による改正前の三島市税賦課徴収条例附則第 4 条第 1 項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

**第3条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第4項の規定は、平成23年10月20日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から平成23年10月19日までの間に新築された現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第4条** この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成23年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士